

厚生労働大臣が定める掲示事項及び施設基準の概要等

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を実施している保険医療機関です。

開設者：医療法人財団中島記念会 理事長 戸金隆三

医療機関名：大森山王病院

管理者：院長 伊藤嘉晃

診療科目：内科

診療時間：月曜～金曜 午前 9 時～12 時 午後 2 時～5 時

土曜 午前 9 時～12 時

休診日 土曜日午後・日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）

※当院は敷地内全面禁煙となっております

※施設基準の一覧並びに保険外負担・保険外併用療養費・特別の療養環境の提供については掲示板別紙をご覧ください。

①初・再診機能強化加算について

地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談や、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております。

夜間・休日連絡先：03-3775-7711

②「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解頂き、ご家族さまが代理でお会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書をご希望されない患者さまは、1F 受付窓口へお申し出下さい。

③入院基本料に関する事項について

当院では、地域包括ケア病棟入院料 1・療養病棟入院料 1 の届出行っております。

各病棟の看護職員・看護補助者の配置は以下の通りです。

地域包括ケア入院料 1

1 日に 9 名以上の看護職員が勤務しております。

午前 9 時～午後 5 時まで、看護職員 1 名当たりの受持ち患者さまは 6 名以内です

午後 5 時～午前 0 時まで、看護職員 1 名当たりの受持ち患者さまは 15 名以内です

午前 0 時～午前 9 時まで、看護職員 1 名当たりの受持ち患者さまは 15 名以内です

療養病棟入院料 1

1 日に 6 名以上の看護職員及び 6 名以上の看護補助者が勤務しております。

午前 9 時～午後 5 時まで、看護職員及び看護補助者の 1 名当たりの受持ち患者さまは 9 名以内です

午後 5 時～午前 0 時まで、看護職員及び看護補助者の 1 名当たりの受持ち患者さまは 18 名以内です

午前 0 時～午前 9 時まで、看護職員及び看護補助者の 1 名当たりの受持ち患者さまは 18 名以内です

療養病棟療養環境加算 1

療養病棟において、患者さま 1 名当たり病棟面積 20.59 m²です

療養病棟において、患者さま 1 名当たり病室面積 7.89 m²です

④入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前 7 時 45 分 昼食：午後 0 時 30 分 夕食：午後 6 時）適温にて提供しています。

⑤後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、医師・薬剤師にお尋ね下さい。

⑥退院支援について

患者さま・ご家族さまが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域での療養・生活が出来るように入院早期より退院困難な要因を有する患者さまを抽出し、退院支援を行っております。

各病棟退院支援担当者 地域包括ケア病棟：佐久間・長谷川 療養病棟：田山

⑦透析液水質確保加算について

基準に基づき、透析治療に用いる装置及び透析液の水質を管理するための十分な体制を整備しています。

⑧透析患者さまの下肢末梢動脈疾患に対する取り組み

慢性維持透析を行っている患者さまに対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を実施しております。

検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明・同意を頂いたうえで連携医療機関にご紹介させていただきます。 下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関：大森赤十字病院

⑨在宅療養支援病院について

居宅において療養をおこなっている患者様の求めに応じて、24時間往診が可能な体制及び訪問看護ステーションとの連携により24時間看護が可能な体制を確保し、又緊急時の入院病床を確保しております。

⑩在宅時医学総合管理料・特定施設入居時等医学総合管理料について

居宅において療養を行っている患者様で通院が困難な方に対して、同意書を得て計画的な医学管理の下に訪問診療を行っています。

⑪在宅がん医療総合診療料について

居宅において療養を行っている悪性腫瘍の患者様で、通院が困難な方に対して、同意を得て計画的な医学管理の下に医療を提供します。

⑫がん治療連携指導料について

がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者様に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されています。

⑬経皮的内視鏡下胃瘻造設術

医学的に胃瘻が必要な患者様に対し、胃瘻造設を行える体制が整備されています。

⑭個人情報の取り扱いについて

当院では、患者さまから取得した個人情報について、個人情報保護法に沿って管理運営しております。詳しくは掲示板別紙をご覧ください。また、患者さまのお呼び出し・病室の名札につきましては、個人名とさせていただきます。不都合がございましたら1F受付へお申し出下さい。

平成30年11月1日 病院長 伊藤嘉晃